確認試験
① 本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、メタノール100mLを加え、20分間振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。以下ナラシン製造用原体の確認試験①を準用する。
② ナラシン製造用原体の確認試験②を準用する。
乾燥減量　12.0%以下（1g，0.67kPa以下，60℃，3時間）
力価試験
寒天平板（単層）　ナラシン製造用原体の規定を準用する。
試験菌　ナラシン製造用原体の規定を準用する。
常用標準希釈液の調製　ナラシン製造用原体の規定を準用する。
試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度（推定値）が約1mg（力価）となるよう、メタノール（9→10）一定容量を全量ピペットを用いて加え、20分間かき混ぜた後、ろ過し、そのろ液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下ナラシン製造用原体の規定を準用する。
(イ) 製造方法の基準
ナラシン製造用原体に、賦形物質を加えて製造すること。
(ウ) 保存の方法の基準
ナラシン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
(エ) 表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
有効期間　製造の翌月から2年
使用上の注意　この飼料添加物は、鶏に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

(115) ノシヘプタイド
ノシヘプタイド（その1）
ア 製造用原体
(ア) 成分規格
力価　本品は、力価試験を行うとき、1mg中に800μg（力価）以上を含む。
物理的・化学的性質
① 本品は、淡黄灰白色～帯緑淡黄褐色の結晶又は粉末で、臭いはない、又は僅かに特異な臭いを有する。
② 本品は、シクロヘキサノンにやや溶けやすく、テトラヒドロフランにやや溶けにくく、アセトン及びクロロホルムに溶けにくく、エタノールに極めて溶けにくく、水にほとんど溶けない。
確認試験
① 本品50mg（49.5～50.4mg）を量り、テトラヒドロフラン50mLを加えて溶かし、試料溶液とする。この試料溶液1mLを量り、メタノール・アンモニア水混液(87：13)を加えて20mLとし、この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長405～411nmに吸収の極大を示す。
② 本品10mg（9.5～10.4mg）を量り、水酸化ナトリウム0.1g（0.05～0.14g)を加え、徐々に加熱融解する。放冷した後、蒸留水1mLを加えて溶かし、亜鉛末0.3g（0.25～0.34g）及び塩酸（1→2）5mLを加えるとき、発生するガスは、潤した酢酸鉛紙を黒変する。
純度試験
① pH　本品の水懸濁液（1→1,000）のpHは、4.5～8.0でなければならない。
② 鉛　本品2.0g（1.95～2.04g）を量り、500℃で4時間加熱する。放冷した後、硝酸5mL及び過塩素酸5mLを加え、時計皿で覆い、砂浴上で透明になるまで加熱した後、時計皿を除き、ほとんど乾固する。放冷した後、希硝酸（1→3）約10mLを加え、10分間緩やかに加熱する。放冷した後、20mLの全量フラスコに入れ、希硝酸（1→3）を標線まで加えて20mLとし、試料溶液とする。別に、原子吸光光度用鉛標準液2.0mLを量り、50mLの全量フラスコに入れ、希硝酸（1→3）を標線まで加えて50mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、光源として鉛測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレン又は水素を、支燃性ガスとして空気を用い、波長283.3nmで原子吸光光度法（フレーム方式）により吸光度を測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度以下でなければならない（10μg/g以下）。
③ 銅　②で得た試料溶液5mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、希硝酸（1→3）を標線まで加えて50mLとし、試料溶液とする。別に、銅標準液2.0mLを量り、50mLの全量フラスコに入れ、希硝酸（1→3）を標線まで加えて50mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、光源として銅測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレン又は水素を、支燃性ガスとして空気をそれぞれ用い、波長324.7nmで原子吸光光度法（フレーム方式）により吸光度を測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度以下でなければならない（100μg/g以下）。
④ ヒ素　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（2μg/g以下）。
乾燥減量　7.0%以下（1g，105℃，3時間）
強熱残分　5.0%以下（1g）
力価試験
寒天平板（単層）　試験菌を混和した7号培地10mL（内径100mmのペトリ皿にあっては11mL）を用いる。
試験菌　*Micrococcus luteus* ATCC 9341を用いる。
常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加えて溶かし、1mL当たりの濃度が約1mg（力価）となるよう、更にジメチルホルムアミドを加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度が2μg（力価）及び0.5μg（力価）となるよう、4号緩衝液・エタノール混液（85：15）を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。
試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加えて溶かし、1mL当たりの濃度(推定値)が約1mg（力価）となるよう、更にジメチルホルムアミドを加え、正確に一定容量とし、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度（推定値）が2μg（力価）及び0.5μg（力価）となるよう、4号緩衝液・エタノール混液（85：15）を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。
(イ) 製造の方法の基準
*Streptomyces actuosus*のノシヘプタイド生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、固形分をろ取する。固形分中のノシヘプタイドを有機溶媒で抽出し、抽出液を濃縮し、濃縮液にイソプロパノールを加え、生じた沈殿をイソプロパノールで1又は2回洗浄した後、乾燥して製造すること。
(ウ) 保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。